

第5章 大規模事故等応急対策計画

第5章 大規模事故等応急対策計画

第1節 災害共通の対策活動

第1 応急活動体制の確立

市担当部	総務部、都市建設部
関係機関	県、利根沼田建設業協会、消防本部、自衛隊

1 災害対策本部の設置

(1) 設置の決定

市長（本部長）は、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部の設置を検討する。

■災害対策本部の設置基準

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 火災・災害等が国の定める火災・災害等即報要領の直接即報基準（市が直接消防庁に報告）に該当する事態のとき。 ② 市内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるとき。 ③ その他市長が必要と認めるとき。 |
|--|

■火災・災害等即報要領（火災等即報）

直接即報基準		
個別基準	交通機関の火災	航空機、自動車、列車の火災で次に掲げるもの (1) 航空機火災 (2) トンネル内車両火災 (3) 列車火災
	危険物等に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に伴う事故で、次に掲げるもの (1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5人以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ① 河川等へ危険物等が流出し、防除・回収等を要するもの ② 500キロリットル以上のタンクから危険物等の漏えい等 (5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリー火災

個別基準	原子力火災等	(1) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (2) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	その他特定の事故	ホテル、病院、大型商業施設において発生した火災
社会的影響基準		爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

■火災・災害等即報要領（救急・救助事故即報）

直接即報基準	
個別基準	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機等の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 (4) 大型商業施設、駅構内等、不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

(2) 災害対策本部の設置場所

市は、災害対策本部を市役所庁舎に設置する。災害の状況により市役所庁舎に設置できない場合は、保健福祉センターに設置する。なお、災害地が本部から遠隔地にある場合、又は本部長より設置を指示された場合は、災害主要地に現地災害対策本部を設置する。

(3) 廃止の決定

市長（本部長）は、予想された災害の危険が解消されたと認めるとき、又は応急対策がおおむね終了したと認めるときは、災害対策本部の廃止を決定する。

(4) 設置・廃止の通知

市長（本部長）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、県、防災関係機関、報道機関等に対し、その旨を通知する。

(5) 災害対策本部の組織

ア 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の関する重要事項を決定し、その推進を図る。本部員は、必要により所管事項について、会議に必要な資料を提出する。

イ 本部連絡員

本部に本部連絡員を置き、本部長の命令、本部会議の決定事項を各部に伝達し、各部の所管する応急対策実施状況等を本部に報告する。

ウ 職務の代理

本部長が事故等により職務を遂行できない場合は、副市長（副本部長）がその職務を代理する。

(6) 現地災害対策本部

災害に関する情報収集のために、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

(7) 災害警戒本部

災害対策本部を設置するに至らない規模の事故の対応や、災害対策本部の規模を縮小する場合は、災害の規模や状況に応じて、災害警戒本部を設置する。

(8) 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

(9) 関係機関に対する職員派遣の要請等

災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供を求める。

2 職員の動員

(1) 非常参集体制

動員体制は次のとおりとする。

■ 動員体制

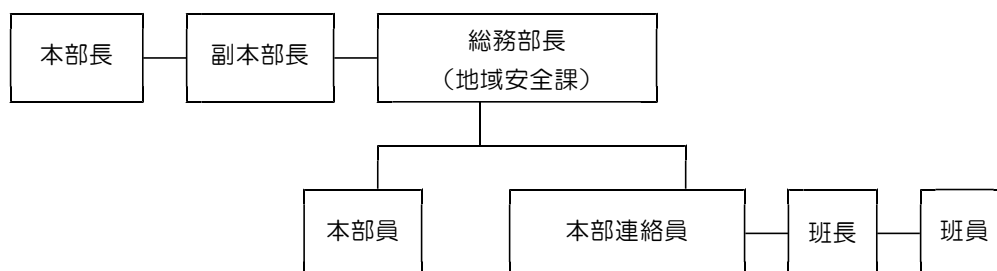
配備	基準	動員規模
初期動員	市内に小規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。	全職員の10%程度
第1号動員	市内に局地的な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。	全職員の20%程度
第2号動員	市内の広域にわたる被害や甚大な局地的被害が発生し、更に拡大するおそれがあるとき。	全職員の30%程度
第3号動員	市内全域にわたる大規模な被害が発生したとき、又は被害が拡大しつつあるとき。	全職員

※基準にかかわらず、市長が必要と認めたときは動員し体制を整える。

3 動員の系統

(1) 勤務時間内における動員命令の連絡体制

(2) 勤務時間外における動員命令の連絡体制（原則自主登庁とする。）



4 動員配備場所

(1) 登庁場所

原則として、通常の勤務場所に登庁する。

(2) 本部連絡員

本部連絡員に指定された職員は、通常の勤務場所に登庁し災害対策本部との連絡調整に当たる。

(3) 災害時現地登庁職員

災害時現地登庁職員に指定された職員は、あらかじめ指定された施設に登庁し、地区の情報収集等の業務に当たる。激甚災害等が発生したときは、動員伝達にかかわらず登庁し、上級幹部職員の指揮を受けて、所属部署の業務に関係なく応急初動措置を行う。

5 広域応援の要請

(1) 県への応援要請

市長（本部長）は、災害対策基本法第68条に基づき、「沼田市災害時受援計画」に定めるところにより、県知事に応援又は応援の斡旋を求める。

■要請事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項 |
|---|

(2) 県等への職員派遣の要請

市長（本部長）は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、県、市町村、防災関係機関に対し、職員派遣の要請又は派遣の斡旋を求める。

ア 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

イ 県に対する職員斡旋の要請

災害対策基本法第30条に基づき、知事に対し指定地方行政機関の職員派遣を要請する。

ウ 県又は市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第252条の17に基づき、知事又は市町村長に対し職員の派遣を要請する。

■要請事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 派遣要請又は派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣要請又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項 |
|--|

(3) 緊急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

市は、緊急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント統括支援員及び災害マネジメント支援員で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

また、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、総括支援チームの派遣を要請することができる。

(4) 他市町村への要請

ア 応援の要求

市長（本部長）は、災害対策基本法第67条に基づき、他市町村に応援を要請する。

イ 協定に基づく要請

市長（本部長）は、あらかじめ締結された協定に基づき、締結先の市町村等に応援を要請する。

※資料編2-1 市町村間での相互応援協定等一覧表

(5) 消防機関への応援要請

ア 群馬県消防相互応援

消防長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、管内の消防力では対応困難と認めるときは、群馬県消防相互応援協定に基づき協定締結先の消防機関に応援を要請する。

イ 緊急消防援助隊

市長（本部長）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、管内の消防力並びに県内の消防応援を考慮して、大規模な消防の応援（緊急消防援助隊）が必要と判断した場合は、知事に対して速やかに連絡する。連絡を受けた知事は、災害の状況及び県内の消防力を考慮して消防組織法第44条第1項に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行う。

なお、知事と連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請する。

(6) 応援の受け入れ

ア 受け入れ体制

市は、応援隊等を受け入れるために、次の体制を確保する。

■受け入れ体制

連絡窓口	総合的な窓口を総務部におく。 受け入れ後は、応援を受ける各班が対応する。
現場への案内	応援を受ける担当班
受け入れ施設	テラス沼田4階 防災会議室

イ 経費の負担

応援に要した費用は、原則として市の負担とする。

(7) 撤収要請

市長（本部長）は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

6 自衛隊への災害派遣要請

(1) 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりである。

■災害派遣活動の範囲

- ① 車両、航空機等による被害状況の把握
- ② 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の救助
- ③ 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
- ④ 堤防等の決壊に対する水防活動
- ⑤ 消防機関の消火活動への協力
- ⑥ 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- ⑦ 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ⑩ 被災者に対する炊き出し、給水の支援
- ⑪ 救援物資の支給又は貸付の支援
- ⑫ 交通規制の支援
- ⑬ その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が必要な事項

(2) 自衛隊派遣の要求

市長（本部長）は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事に要求する。要求は、文書で行うものとするが、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。また、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知し、該当の通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

なお、災害派遣を要請するに当たっては、特に、①公共性、②緊急性、③非代替性について留意する。

- ① 公共性：人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、公共の秩序を維持するという妥当性があること。
- ② 緊急性：差し迫った必要性があること。
- ③ 非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

■要請事項

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他、参考となるべき事項
 - ・ 必要な人員、車両、ヘリコプター、資機材等
 - ・ 連絡場所及び連絡責任者

■自衛隊連絡先

第12旅団 司令部第3部（相馬原）	〒370-3594 北群馬郡榛東村 大字新井1017-2	0279-54-2011 内線2286・2287・2208（夜間） 防災行政無線（衛星系）5-361-6300
----------------------	------------------------------------	---

(3) 自衛隊の自主派遣

第12旅団長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、当該要請を待たないで部隊等を派遣する。自主派遣の基準は、次のとおりである。

■自主派遣の基準

<ul style="list-style-type: none"> ① 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合 ② 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合 ④ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

7 自衛隊の受け入れ

自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現場に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、連絡員を派遣して各班相互の連絡に当たるものとする。

■自衛隊の受け入れ体制

項 目	内 容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業の優先順位 ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材を確保する。
連絡窓口	① 本部から連絡員を派遣する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
自衛隊連絡室	テラス沼田4階 防災会議室に設置する。
集結地候補地 （ヘリコプター離発着場）	沼田地区：沼田公園、運動公園 白沢地区：白沢農民広場 利根地区：利根南部山村広場

8 派遣部隊の撤収要請

市長（本部長）は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに知事に対し、文書で撤収の要請をする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

9 費用負担区分

派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として市が負担する。これ以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議して定める。派遣部隊の活動が他市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村と協議して定める。

■費用の負担区分

- ① 宿泊施設の借上料
- ② 宿泊施設の汚物処理費用
- ③ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
(ただし、自衛隊の装備品を稼働させるための通常必要とする燃料を除く。)
- ④ 災害派遣活動に係る資機材(自衛隊の装備品を除く。)の調達費用

※資料編 4-13 ヘリポート適地一覧表

※資料編 6-1 自衛隊災害派遣様式

第2 災害情報の収集・連絡及び通信の確保

市担当部	総務部、各部
関係機関	県、県警察、前橋地方気象台、消防本部、消防団、自主防災組織、沼田郵便局等

1 災害情報の収集

(1) 災害対策本部における情報の収集

次の方法で災害情報を収集する。

- ア 登庁職員による参集途上の見聞情報
- イ テレビ、ラジオ、インターネット等の情報
- ウ 職員巡回による情報
- エ 警察、消防本部、消防団、自主防災組織等からの情報
- オ 沼田郵便局等からの情報

(2) 現地災害対策本部における情報の収集

現地災害対策本部は、当該地区の災害状況を調査し、災害対策本部に伝達する。

2 災害情報の連絡

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

市は、収集した被害情報を次の要領で県に報告する。

「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政県税事務所を経由して県(危機管理課)に報告する。

なお、行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

具体的な報告方法は次による。

ア 災害概況即報

災害を覚知後、30分以内に「災害概況即報」第4号様式(その1)により報告する。

イ 被害状況即報

災害概況即報の後、「被害状況即報」第4号様式(その2)により報告する。

報告の頻度は次による。

(ア) 第1報は、被害状況を確認次第報告。

(イ) 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。

(ウ) 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。

ウ 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害確定報告」第1号様式)により報告する。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課、関係地域機関又はその関係機関に連絡する。

※資料編 1-5 防災関係機関一覧表

※資料編 5-2 被害認定基準

※資料編 6-2 県報告様式

3 通信手段の確保

(1) 災害対策本部の通信手段

災害時には、次の通信施設を活用する。

市は、災害発生後、地域安全課に通信機器を集め機能確認を行う。また、移動系無線の貸し出し等の管理を行う。停電等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

■通信施設

主な通信手段	主な通信区間
一般加入電話・FAX 災害時優先電話	災害対策本部～現地対策本部・関係機関との連絡
地域衛星通信ネットワーク (一財)自治体衛星通信機構	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等
県防災行政無線等	災害対策本部～県・近隣市町村・防災関係機関
市防災行政無線(半固定・移動系)	災害対策本部～現地対策本部・市民
市防災行政無線(固定系)	現地災害対策本部～市民
電子メール	災害対策本部～市民・職員
緊急告知FMラジオ(FM OZE)	災害対策本部～市民・職員
防災アプリ	災害対策本部～市民・職員

(2) 災害時優先電話の利用

防災関係機関は、災害時の救援、復旧時に必要な重要通信を確保するためにNTT電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行う。

4 他機関が保有する通信施設の利用

(1) 専用通信施設の利用

災害対策基本法に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設等を利用することができる。

根拠	利用設備等	通信内容
第57条	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
第79条	放送事業者の放送 (第57条に同じ)	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告 応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

(2) 非常無線通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命救助、災害の援助、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて関東地方非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

(3) アマチュア無線及びタクシー無線による通信

管内のアマチュア無線クラブ及びタクシー無線の活用について、理解と協力を求め、災害発生時に緊密な連携のもと活用が図れるよう体制を確立する。

(4) 衛星携帯電話等の利用

広域災害時に備え、東日本電信電話（株）等の通信事業者が災害対策用として保有する衛星携帯電話の貸出を依頼し、通信体制の確保を図る。

第3 広報・広聴活動

市担当部	総務部、各部
関係機関	沼田エフエム放送（株）等

1 広報活動

市は、次の方法により市民等に災害広報を行う。

(1) 広報内容は、おおむね次のとおりとする。

■ 広報内容

(1) 警戒段階	
① 台風・気象情報	⑦ 道路交通状況（渋滞、通行規制等）
② 河川情報	⑧ 公共交通機関の運行状況
③ 各種警報	⑨ ライフラインの状況
④ 避難情報	⑩ 医療機関の活動状況
⑤ 災害対策の状況（対策本部、水防活動、通行規制の状況・予定等）	
⑥ 被害状況（浸水、土砂災害等）	
(2) 災害発生直後（災害発生時から3日目まで）	
① 災害の発生状況	⑧ 二次災害防止に関する情報
② がけ崩れ等に関する情報	⑨ 災害応急対策の実施状況
③ 災害対策本部の設置	⑩ 医療機関の活動状況
④ 安否情報	⑪ 水・食料等の物資供給状況
⑤ 被害状況の概要	⑫ ボランティア受け入れ情報
⑥ 避難所等の情報	⑬ 災害用伝言ダイヤル等の利用周知
⑦ 救援活動の状況	
(3) 生活再開時（災害発生4日目から10日目まで）	
① ライフライン被害状況と復旧見込	⑥ 教育関連情報
② 仮設住宅の設置、入居の情報	⑦ 災害ごみの処理方法
③ 生活必需品の供給状況	⑧ 相談窓口の開設状況
④ 道路・交通情報	⑨ 被災地からの情報発信（災害規模等）
⑤ 医療情報	
(4) 復興期（災害発生から10日以降）	
① 罹災証明・義援金の受付手続情報	④ 復興関連情報
② 各種減免措置等の状況	⑤ 被災地からの情報発信（復興状況等）
③ 各種貸付け・融資制度情報	

(2) 広報媒体

広報媒体は、概ね次のとおりとする。

■ 広報媒体

① 防災行政無線	⑨ Yahoo! JAPAN
② ホットメールぬまた	⑩ 災害情報共有システム (Lアラート)
③ 緊急速報メール	⑪ Twitter
④ 広報車	⑫ Facebook
⑤ 市ホームページ	⑬ Instagram
⑥ 災害広報紙等	⑭ 群馬テレビデータ放送
⑦ 避難所、公共施設等の掲示板	⑮ 防災アプリ (防災ぬまた)
⑧ 緊急告知FMラジオ	

2 報道機関への発表

(1) 記者発表

市は、掲示板への情報提供や定期的な記者発表を行い、情報及び必要な資料を提供する。

(2) 取材活動への要請

市は、取材殺到により災害対策活動に支障がある場合は、幹事社等による代表取材のみとし、関係者以外の災害対策本部内への立入、取材を原則的に禁止するよう要請する。また、避難者への取材は、個人情報に配慮するよう要請する。

3 広聴活動

(1) 市民相談

市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、市役所本庁舎及び各支所に災害相談窓口を設置する。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりとする。

■ 相談窓口の内容

① 罹災証明 (被災家屋調査等)	⑥ 学校関係
② 仮設住宅等	⑦ 公共交通機関情報 (バス輸送等)
③ ペット関係 (ペット、死亡獣畜、放浪動物)	⑧ 生活資金等
④ 仮設トイレ	⑨ 苦情受付
⑤ 義援金 (義援金受け入れ)	⑩ その他相談

(2) 広聴活動

市は、災害相談窓口での活動を通じて被災者の要望等の収集を行い、関係各部に伝達する。

4 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第4 救助・救急、医療及び消火活動

市担当部	総務部、健康福祉部
関係機関	県、県警察、消防本部、自衛隊、建設業協会、消防団

1 消火活動

消防本部及び消防団は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防ぎょ地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努める。

また、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに消防相互応援協定等に基づき広域応援を求める。さらに、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事に対して速やかに「緊急消防援助隊」の要請を行う。なお、知事と連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請する。

2 救助・救急活動

消防本部及び警察署は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援を要請する。

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を行う機関が携行するものとする。

また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

医療機関への負傷者の搬送は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システム等を活用し、負傷者の負傷状態に適した医療施設及び医療技術を有する医療機関へ搬送する。また、搬送に要する時間を短縮するためにヘリコプターを有効に活用する。

3 医療活動

(1) 救護所の設置及び救護班の派遣

地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送に支障が生じる場合、市は、事故現場に近い場所に救護所を設置する。また、必要に応じて、日本赤十字社群馬県支部現地災害対策本部の設置に協力し、連携して活動を行う。

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会に救護班の編成を要請し、救護所に派遣する。

また、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班（災害派遣医療チーム（群馬DMAT）等）の派遣を要請する。なお、救護班を編成した機関は、その旨を県に連絡する。救護班の緊急輸送については、県及び県警察は、緊急通行車両として特段の配慮を行う。

(2) 医療機関による医療活動

負傷者を受け入れた医療機関は、次の事項に留意して治療に当たる。

ア 負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。

イ 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。

ウ 負傷者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

(3) トリアージの実施

負傷者が多数に上るため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要がある場合には、トリアージを行う。

第5 交通対策・緊急輸送

市担当部	総務部、市民部、健康福祉部、都市建設部
関係機関	高崎河川国道事務所、沼田土木事務所、県警察、東日本旅客鉄道（株）、事業所、消防本部、自衛隊

1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な道路を迅速に把握して、県及び県警察に連絡する。

2 交通規制の実施

(1) 警察の交通規制

県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県及び市町村と協議の上、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間を決定し、交通規制を実施する。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。交通規制を実施したときは、直ちに県、市町村その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図る。

(2) 市の交通規制

道路管理者は、市道について、道路法第46条に基づき、道路の浸水、土砂の堆積、破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。その場合は、県警察にその旨を連絡する。

3 ヘリポートの確保

市は、航空輸送の必要がある場合は、現場付近のヘリポート適地の状況を把握して、臨時ヘリポートの開設場所を決定し、その周知徹底を図る。

4 輸送手段の確保

(1) 輸送車両の確保

ア 市有車両の確保・配車

市は、市有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

イ 車両の確保

市は、市有車両では不足が生じる場合は、民間会社又は県を通じて（一社）群馬県トラック協会に車両の確保を要請する。

ウ 燃料の確保

市は、市有車両、応援車両等、すべての車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。必要とする燃料等が調達不能となった場合、県に対して調達及び斡旋を要請する。

(2) ヘリコプターの確保

市は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、県を通じて、ヘリコプターを確保する。

- ※資料編 4-11 緊急通行車両確認申請書
- ※資料編 4-12 緊急輸送道路指定路線一覧表
- ※資料編 4-13 ヘリポート適地一覧表

第6 避難対策

市担当部	総務部、市民部、健康福祉部、都市建設部
関係機関	県警察、自衛隊、消防本部、消防団、東日本旅客鉄道（株）、自治会、自主防災組織、事業者、事業所

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令の実施

市長（本部長）又は法令により権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等の発令を行う。

避難指示等の発令に係る要件は、次のとおりとする。

■ 避難指示等の発令の要件

	命令者	措置	発令する場合
避難指示	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	・ 立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	・ 立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	・ 立退き指示 ・ 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	・ 避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	・ 避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいらないとき。

(2) 避難指示等の伝達

市は、避難指示等を伝達する場合、防災行政無線、ホッとメールぬまた、市ホームページ、緊急告知FMラジオ、Twitter、Facebook、Instagram、群馬テレビデータ放送、防災アプリ等の手段を用いる。なお、避難指示等の伝達を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

■避難時に明示する事項

① 避難対象地域
② 避難を必要とする理由
③ 避難先（屋内安全確保を含む）
④ 避難経路
⑤ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）

(3) 関係機関への連絡

市は、情報、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県（行政県税事務所を経由）、県警察、消防本部等に連絡する。

(4) 解除

市長（本部長）は、災害による危険がなくなると判断されるときは、避難指示等の発令を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を県、関係機関に報告する。

2 避難誘導

(1) 避難誘導

住民の避難誘導は、自主防災組織、自治会等が災害の規模、状況に応じて、あらかじめ地域ごとに定められた指定緊急避難場所及び指定避難所まで行う。避難は原則として徒歩とする。避難誘導は、負傷者、避難行動要支援者を優先して行う。

施設等の避難誘導は、施設管理者等が最寄りの指定緊急避難場所及び指定避難所まで行う。

■避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
在宅者	自治会・自主防災組織等、消防団
公共施設の利用者	公共施設の管理者及び勤務職員
交通機関の利用者	管理者及び乗務員
事業所等の従業員・利用者	施設の防火管理者及び管理責任者等

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、地域の自主防災組織等が支援する。ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、市が準備した車両等で避難させる。

(3) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障のない最小限度のものとする。

3 警戒区域の設定

(1) 市長による警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の権限を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行う。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市長その他市長の権限を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

(4) 関係機関への連絡

市は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（行政県税事務所を経由）、県警察、消防本部等に連絡する。

4 指定避難所の開設

(1) 避難所の開設

避難指示等の発令を行う場合、避難所担当職員に、指定避難所の開設を指示する。

また、施設の管理者、勤務職員は、開設に協力する。

なお、避難所担当職員は、あらかじめ指定する。

(2) 避難施設の確認

避難所担当職員は、施設の管理者等と協力し、避難所施設の状況を確認する。避難所が施設損壊により危険な場合には、立ち入り禁止を表示し、地域住民の協力を得る。必要に応じて、他の指定避難所への誘導を行う。

(3) 本部への連絡

避難所担当職員は、指定避難所や避難者の状況を本部へ連絡する。

5 指定避難所の運営

(1) 避難者の把握

避難所担当職員は、避難所自治組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。

また、自主防災組織と協力して、避難所施設以外の避難者の把握も行う。

(2) 避難所事務所の開設

避難所担当職員は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

(3) 避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度本部へ報告する。

また、病人発生等、特別な事情があるときは、その都度必要に応じて報告する。

市は、指定避難所に関する情報をとりまとめ、定期的に避難者収容状況を県に報告する。

第7 行方不明者の捜索及び遺体の処置

市担当部	総務部、市民部、健康福祉部
関係機関	県警察、自衛隊、消防本部、沼田利根医師会、沼田利根歯科医師会

1 行方不明者の捜索

市は、消防本部、県警察、自衛隊等の関係機関の協力により捜索班を編成し、要捜索者名簿に基づき捜索活動を行う。

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合、当該登録地の市町村又は都道府県へ連絡する。

2 遺体の収容

発見された遺体は、県警察、自衛隊、消防本部の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うため、遺体安置所に収容する。なお、収容所については、市有施設及び市内の寺院、病院、冠婚葬祭業者に協力を求めて設置する。

3 遺体の安置

市は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置する。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、消毒、縫合等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処理表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

4 身元の確認

市は、身元不明の遺体については、県警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努める。

5 遺体の引渡し

市は、遺族等から遺体の引取りの申出があったときは、遺体処理表に記録の上、遺体を引き渡す。身元が不明な場合は、行旅死亡人として取扱い、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるようにする。身元の判明した遺体は、遺族に引き渡す。

6 遺体の埋火葬

- (1) 市は、死体（胎）埋火葬許可証を発行する。
- (2) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は身元が判明しないときは、市でこれを行う。
- (3) 市は、遺体等の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生ずると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県（食品・生活衛生課）を通じて厚生労働省に協議する。
- (4) 市は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、市の埋火葬能力では対応しきれないときは、県（食品・生活衛生課）に応援を要請する。その場合、遺族による遺体搬送が困難なときは、葬祭業者に協力を要請する。

第2節 火山災害対策

第1 噴火警報等の伝達

市担当部	総務部
関係機関	県、県警察、前橋地方気象台、消防本部、自衛隊

市は、市内及び周辺火山の火山情報を監視し、噴火警報・噴火予報が発表されたときは、関係者等にその旨を伝達する。なお、「噴火警報（居住地域）」は、特別警報に位置づけられている。

1 噴火警報及び噴火予報の種類及び発表基準

■噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

（日光白根山、浅間山、草津白根山（本白根山）、草津白根山（白根山（湯釜付近））

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 （居住地域） 又は、 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 （火口周辺） 又は、火口 周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

■噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報（榛名山、赤城山）

種別	予報警報	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 （居住地域） 又は、 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 （火口周辺） 又は、火口 周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

■日光白根山の噴火警戒レベル

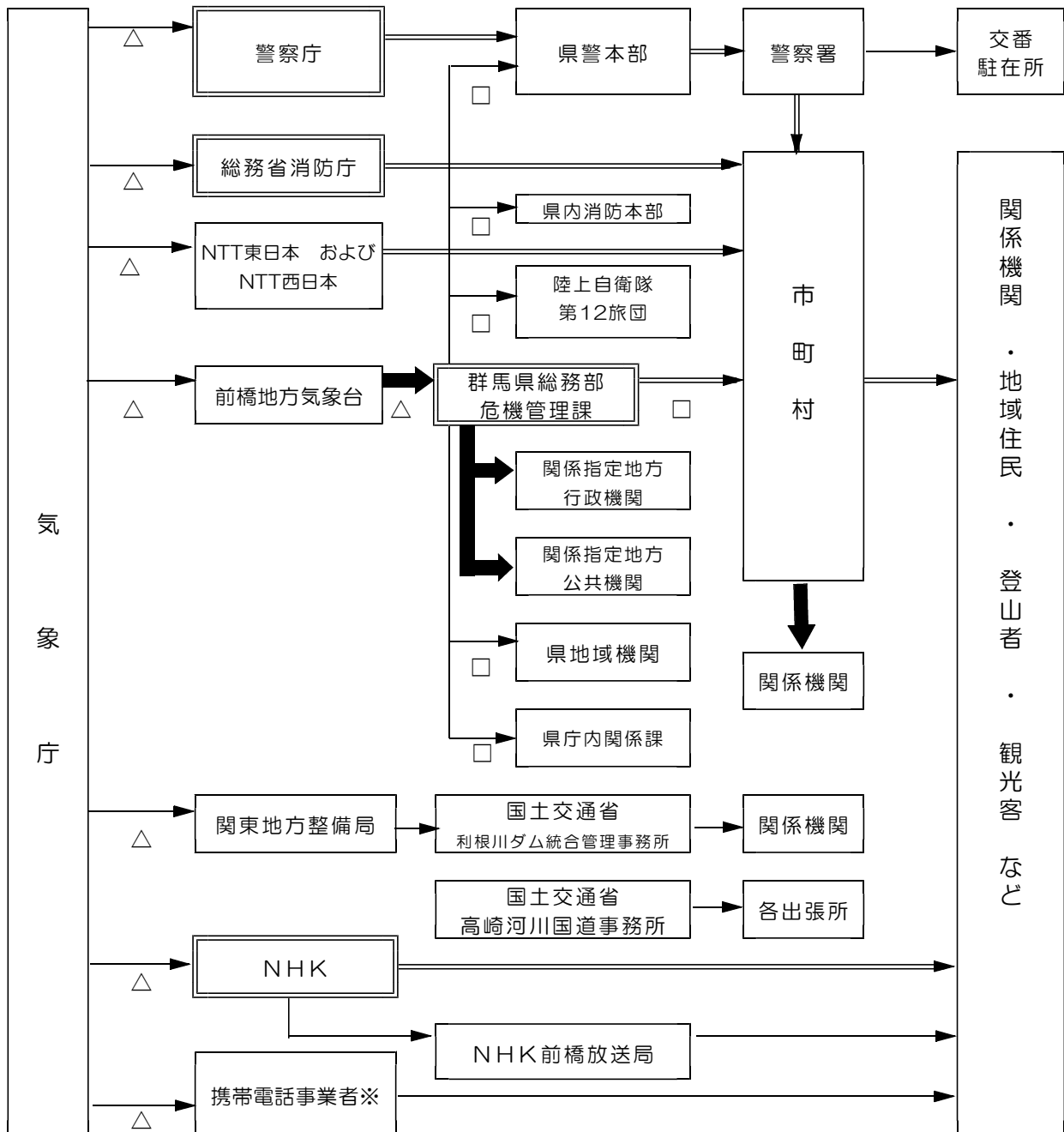
種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火ま警た報は(噴火警戒地域)	居住地域及それより火口側	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴火が発生し、火砕流及び融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】なし。
			レベル4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の避難行動要支援者の避難、住民の避難の準備等が必要。	・噴火活動が高まり、火砕流または融雪型火山泥流が居住地域までに到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】なし。
警報	噴火ま警た報は(火口周辺警報)	火口から居住地域近くまで	レベル3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の避難行動要支援者の避難準備等。登山禁止・入山規制等の危険な地域への立入規制等。	・山頂から概ね3.5kmまで大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 ・居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 【過去事例】なし。
		火口周辺	レベル2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	・山頂から概ね2kmまで大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1649年噴火：山頂噴火、頂上の神社全壊、戦場ヶ原での数十cmの降灰 1952年：噴煙活動活発、山麓で鳴動
予報	噴火予報	火口内等	レベル1(活火山であることを留意)	火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	・状況により火口内に影響する程度の噴火の可能性あり。 【過去事例】なし。
				火山活動は静穏。	住民は通常の生活。規制区間なし。	・火山活動は静穏。

(注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

(注2) 火口とは、想定火口(山頂から半径500m)域を指します。

2 噴火警報等の伝達

噴火警報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。



※緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び15条の2の2から5によって、特別警報の通知もしくは周知の措置の措置が義務づけられている伝達経路

(注) 太字及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって通報又は要請等が義務づけられている伝送経路

△ 専用回線

□ 県防災情報通信ネットワーク

3 降灰予報

気象庁が、以下の3種類の降灰予報を提供する。市は、降灰予報が発表された場合は、関係者等にその旨を伝達する。

(1) 降灰予報（定時）

- ア 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。
- イ 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。
- ウ 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(2) 降灰予報（速報）

- ア 噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火後5～10分程度で発表。
- イ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
- ウ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。
- エ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(3) 降灰予報（詳細）

- ア 噴火が発生した火山に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- イ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。
- ウ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。
- エ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
- オ 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

4 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

5 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

気象庁本庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨

時)」を公表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を公表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(2) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山（本県では、浅間山・草津白根山・日光白根山）を対象に発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・ 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

第2 避難指示等の判断・伝達

市担当部	総務部、市民部、健康福祉部、都市建設部
関係機関	県警察、自衛隊、消防本部、消防団、東日本旅客鉄道（株）、自治体、自主防災組織、事業者、事業所

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

- ア 市長は、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の発表を知ったときは直ちに地域住民、観光客、関係機関に周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえて、高齢者等避難の発令を行う。
- イ 市長は、噴火警戒レベル5（避難）の発表を知ったときは直ちに地域住民、観光客、関係機関に周知するとともに、火災防災協議会の助言などを踏まえて、避難指示等を行う。
- ウ 市長は必要に応じて、県または関係機関から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。
- エ 市長は、避難時の周囲の状況等により立退き避難することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示する。
- オ 市長は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難指示等を行う。
- カ 市長のほか法令に基づき避難指示等を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等を行う。
- キ 避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	市長 (災害対策基本法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難開始 一般住民の避難準備 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に被害を及ぼす噴火の発生が予想されるとき。 住民等の安全確保のため必要と判断した場合。
避難指示	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫しているとき。 住民等の安全確保のため必要と判断した場合。 知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 立退き先の指示 	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	(警察官職務執行法第4条)	<ul style="list-style-type: none"> 避難の指示 	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	<ul style="list-style-type: none"> 避難の指示 	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。

(2) 明示する事項

市は、避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難を必要とする理由
- ウ 避難先（屋内安全確保を含む）
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項

(3) 伝達方法

避難指示等の発令は、有線放送、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民、観光客等に迅速かつ的確に伝達する。

(4) 市から関係機関への連絡

市は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県（行政県税事務所を經由して危機管理課、又は直接危機管理課）、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

2 避難誘導、避難指示等の伝達

市は、「第4章 風水害応急対策計画 第7節 避難受入活動」に準じて避難誘導や避難指示等の伝達を行うほか、森林組合等と連携して、入山者への避難指示等の広報、誘導を行う。

3 避難経路

市は、噴火警戒レベルを踏まえた適切な避難経路について、火山防災協議会の意見聴取を経た上で市地域防災計画に定めるものとする。なお、火山活動の特殊性を踏まえ、複数の避難経路の確保に努める。

市民等の避難経路については、避難対象地区ごとの避難対象人員数を把握した上で、火山活動の状況に応じた避難経路をあらかじめ定めるものとする。

登山者等の避難経路については、地点別の避難ルート（緊急待避・緊急下山）についてあらかじめ定めるものとする。いずれの場合においても、避難経路については看板やパンフレット等で事前に周知を図るものとする。

4 要配慮者への配慮

市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等の発令を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努める。

5 避難施設

第3章第7節第2に準じて、市（教育部・健康福祉部）は、火山災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、指定避難所を設置する。

なお、避難所は、火山災害の規模に応じ、火山からの溶岩流、火砕流、噴石等の被害から市民の生命、身体を保護するのに十分な場所に設置する。避難行動要支援者については、福祉避難所の開設も検討する。

第3節 航空災害対策

第1 事故情報の伝達

市担当部	総務部
関係機関	県、消防本部、消防団

1 災害即報

市は、墜落地点の位置、人的被害の状況等を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

第2 交通規制

市担当部	総務部、都市建設部
関係機関	県警察

1 交通規制の実施

二次災害による被害を防止するため、警察及び道路管理者は相互に調整の上、必要に応じて周辺道路の進入禁止等の交通規制を行う。

第4節 鉄道事故災害対策

第1 事故情報の伝達

市担当部	総務部
関係機関	県警察、東日本旅客鉄道（株）、消防本部、消防団

1 災害即報

市は、事故現場の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況についても逐次連絡する。なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

2 鉄道情報

鉄道事業者は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、国土交通省、県、市、消防及び警察に連絡する。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

第2 鉄道の応急措置

市担当部	総務部
関係機関	県警察、東日本旅客鉄道（株）、消防本部、消防団

1 初期消火・救出・救護等

鉄道事故が発生した鉄道事業者は、初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導を行うとともに、消防本部、警察等、関係機関の災害対策に協力する。

2 代替交通手段の確保

事故災害が発生した鉄道事業者は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

第5節 道路事故災害対策

第1 事故情報の伝達

市担当部	総務部、都市建設部
関係機関	沼田土木事務所、高崎河川国道事務所、消防本部、消防団

1 災害即報

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に報告する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

2 道路情報

道路管理者は、道路構造物の被害等により大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、関東地方整備局、県、市、消防本部及び警察に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

第2 道路の応急措置

市担当部	総務部、都市建設部
関係機関	県警察、沼田土木事務所、高崎河川国道事務所、消防本部、消防団

1 危険物等の流出対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたときは、関係機関と協力して、直ちに防除活動、避難誘導を行い、危険物等の流出による二次災害の防止に努める。

消防本部、県警察は、危険物等の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに避難誘導活動を行う。

2 道路施設・交通安全施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確に、障害物の除去、応急復旧を行い、早期に道路交通を確保する。また、類似災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。

また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。なお、幹線道路の通行が長時間規制される場合は、迂回路を設定し、住民等に周知する。

第6節 危険物等災害対策

第1 事故情報の伝達

市担当部	総務部、市民部
関係機関	県、危険物等の管理者、消防本部、消防団

1 災害即報

市は、人的被害の状況、火災の発生等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に報告する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

2 危険物情報

危険物の管理者は、危険物等による大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、当該危険物等の取扱規制担当官公署、県、市、消防本部及び警察に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

3 専門情報の収集

市及び消防本部は、避難誘導、救助・救急、医療活動、消火活動を安全かつ効果的に実施するため、当該危険物等の性状等について、必要に応じ、事業者や当該危険物等の取扱規制担当官公署等から情報を収集し、関係各部に提供する。

また、必要に応じて当該危険物の取扱規制担当官公署に対し、専門家の派遣を要請する。

第2 危険物等の応急措置

市担当部	総務部、市民部
関係機関	県、県警察、高崎河川国道事務所、沼田土木事務所、危険物等の管理者、消防本部、消防団

1 初期消火・救出・救護等

事故災害が発生した危険物施設等の管理者は、初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導を行うとともに、消防本部、警察等、関係機関の対策に協力する。消防本部、警察等の関係機関は、当該危険物の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講ずることにより、救助・救急、消防活動に従事する職員の安全を確保する。

2 危険物等の流出対策

危険物施設等の管理者、消防本部、県、河川管理者等は、危険物等が大量に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

3 水道水の安全措置

市は、危険物の流出により飲料水が汚染されるおそれがある場合、緊急調査を行い、必要に応じて汚染水源の使用禁止、水道水の摂取制限等の安全措置を講ずる。

第7節 県外の原子力施設事故対策

市担当部	総務部、市民部、健康福祉部、経済部、都市建設部、教育部
関係機関	県、利根沼田建設業協会、消防本部、自衛隊

第1 災害予防

1 基本方針

(1) 目的

群馬県内には、原子力施設（原子力安全委員会が原子力災害特別対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲※にも含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、福島第一原子力発電所から半径20km圏内の住民に対しても避難指示が発令されるなど、今までの想定を超える事態が発生している。

本市においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や農産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、市が県等関係機関と連携して実施すべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な事項を定め、市民の不安を解消することを目的とする。

※ 平成25年3月21日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設から概ね30km」とされている。

(2) 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

市は、県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事故については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重するものとし、必要に応じて、本対策の見直しを行う。

(3) 沼田市地域防災計画における本対策の位置付け

本対策において定めのない事項については、第4章 風水害・雪害応急対策計画による。

2 情報の収集・連絡体制等の整備

(1) 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、県外に立地する原子力施設事故に対し、万全を期すため、国、県、原子力施設が立地する都道府県、原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。

(2) 情報の分析整理

市は、収集した情報の分析整理に当たり、必要に応じ専門家の意見を聞き、活用するため、専門家による支援体制の整備を図る。

3 環境放射線モニタリングの実施

市は、県外原子力施設事故発生時の県モニタリングに関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第2 災害応急対策

1 情報の収集・連絡

市は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射能が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、県等関係機関からの情報収集に努める。

2 モニタリング体制の強化

市は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生の情報を得た場合は、放射線物質又は放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、関係機関が連携し以下の対応を実施する。実施結果等については、市民などへ積極的に広報する。

(1) 空間放射線量率モニタリングの強化

市は、県が平常時に行っているモニタリングポスト等によるモニタリング結果及び観測データの推移を留意し、必要に応じて県から報告を受け、関係機関に連絡する。

また、必要に応じて、県が実施するモニタリングの箇所数の増加や可搬型測定器による測定等モニタリングの強化に協力する。

(2) 水道水、上下水道処理等副次産物の放射性物質検査

上下水道事業者は、水道水、上下水道処理等副次産物の放射性物質検査を実施、結果を共有する。

(3) 農林水産物等の放射性物質検査

市は、県が実施する農林水産物等に係る放射性物質検査結果の情報収集に努める。

(4) 学校給食等の放射性物質検査

市は、県や関係機関等と連携し、学校給食等に係る放射性物質検査を実施する。

(5) 焼却灰等の放射性物質汚染状況の把握

市は、廃棄物処理施設に係る焼却灰、排出ガス、放流水の放射性物質検査の情報を収集把握する。

3 市民等への情報伝達・相談活動

(1) 市民等への情報伝達活動

市は、国や県等と連携し、異常事象等に関する情報を広く市民に向けて提供し、市内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

情報を提供するべき内容として、以下の事項が想定される。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 市内空間放射線量率に関する情報② 水道水、上下水処理等副次産物、市産農林水畜産物、学校給食、焼却灰等の放射性物質に関する検査結果③ 相談窓口の設置状況 |
|---|

(2) 相談窓口等の設置

市は、県等が設置する相談窓口の設置に必要な応じ、協力する。想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 放射線による健康相談窓口② 水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口③ 県内及び市内の空間放射線量に関する相談窓口 |
|---|

(3) 避難者等への表面汚染測定の実施

市は、放射性物質や放射線に対する不安を払拭するために、国が原子力災害対策指針を踏まえ決定したスクリーニングを行う際の基準の連絡を受け、県が必要に応じ実施する放射線測定器による表面汚染測定の体制の確保に協力する。

(4) 避難者等への除染の実施

市は、表面汚染測定の結果、除染を必要とする場合は、除染場所や体制確保に協力する。

4 水道水、飲食物の摂取制限等

(1) 水道水、飲食物の摂取制限

市は、市民の内部被ばくに対処するため、原子力災害対策指針の指標や厚生労働省から示された管理目標に基づく指示及び要請に基づき、摂取制限や当該飲食物の回収などを行うとともに広報等により周知するなど必要な措置を行うものとする。

(2) 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

市は、市民の内部被ばくに対処するため、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行うよう、関係団体、生産者等に要請するものとする。

(3) 食料及び飲料水の供給

市は、風水害対策・食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動に基づき、関係機関と協力して住民への応急措置を行うものとする。

(4) 上下水処理等副次産物の利活用について

市は、国又は県からの指導・助言、指示及び放射性物質検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を行う。

5 風評被害等の未然防止

市は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行うものとする。

6 廃棄物の適正処理

市は、県と連携し、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）に基づき、各事業者から発生する廃棄物の処理について、必要な措置を行うよう指導監督するものとする。

7 各種制限措置の解除

市は、県及び関係機関と連携し、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水及び飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限などの各種制限措置を解除する。

第3 災害復旧対策

1 モニタリングの継続実施と結果の公表

市は、必要に応じて、原子力事業者その他関係機関と協力して空間放射線量率モニタリングや水道水、農林水畜産物などの放射性物質検査を継続して行い、その結果を速やかに公表するものとする。

2 風評被害等の影響軽減

市は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行うものとする。

3 健康への影響と対策の検討

市は、モニタリング調査の結果等により、市民への健康の影響が懸念される場合は、県と連携し、対策を検討する。

第8節 大規模火災対策

第1 火災情報の伝達

市担当部	総務部
関係機関	消防本部、消防団

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等を把握できた範囲から直ちに県に報告する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

第2 消火活動

市担当部	総務部
関係機関	地域住民、自主防災組織、事業所、消防本部、消防団

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力する。

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努める。なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力する。

第9節 林野火災対策

第1 火災情報の伝達

市担当部	総務部、経済部
関係機関	利根沼田森林組合、消防本部、消防団

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県行政県税事務所に連絡する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等を把握できた範囲から直ちに県に報告する。

また、被害情報の続報、応急対策の活動状況についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

第2 避難誘導

市は、森林組合等と連携して、入山者への避難指示等の広報、誘導を行う。

第3 消火活動

消防本部は、林野火災防御図の活用、県への防災ヘリコプターによる空中消火の要請等により効果的な消火活動を行う。

第4 二次災害の防止

林野火災により荒廃した流域では、降雨による土石流の発生等の二次災害のおそれがあるため、市は砂防関係機関と連携し、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。

また、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知し、適切な警戒避難を確保する。なお、砂防関係機関は、できる限り速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。